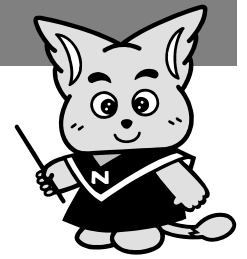


国民年金だより



ねんきん定期便(35歳通知)のお知らせ

平成20年度から本格実施する「ねんきん定期便」の一部前倒しとして、保険料を継続して納付していただくことにより25年の加入期間を満たすことができる年齢である35歳になられた方を対象に、年金加入記録のお知らせ(35歳通知)の送付を開始しております。

送付対象者 平成19年4月2日以降に35歳になられる方

お知らせする内容

- 年金加入履歴(加入制度、事業所名称等、資格取得・喪失年月日、加入月数)
- 国民年金の納付月数、免除等の月数
- 厚生年金の加入月数等
- 共済組合等の加入月数

国民年金の手続き(種別変更)はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。

- 第1号被保険者・・・自営業、学生など(第2号、第3号被保険者以外の方)
- 第2号被保険者・・・会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
- 第3号被保険者・・・会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	必要な届け出	届け出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	資格喪失届	事業所
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	種別変更届	事業所
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	種別変更届	事業所
第2号	転職して自営業になった (被扶養配偶者も第1号被保険者になります)	第1号	資格取得届 (種別変更届)	市町村役場
	会社を退職して自営業者の妻になった	第1号	資格取得届	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	資格取得届	事業所
第3号	夫が会社を退職した	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社員の夫と離婚した	第1号	種別変更届	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	夫が亡くなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	資格喪失届	事業所
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	種別確認届	事業所
未加入	会社などに勤めていない人	第1号	資格取得届	市町村役場
	20歳未満で就職し、厚生年金か共済組合に加入した	第2号	届出不要	-

妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。